

# 岡山理科大学

## ソーシャルメディア利用ガイドライン

2025年1月22日

岡山理科大学情報セキュリティ委員会

### 【1】ガイドラインの目的

ソーシャルメディアは、コミュニケーションの主要なツールとして、誰でも、いつでも、どこからでも、手軽に利用することができます。その一方で、軽はずみな投稿や不適切な発言などで問題を引き起こして社会的に影響を与えたり、そのことで発信者本人や所属する組織などが大きな損失を被ったりすることがあります。

ソーシャルメディアを利用する際、それが業務、学習、私的利用にかかわらず、問題を起こしたり、問題に巻き込まれたりしないように、本ガイドラインを制定しました。表現の自由は認められるものですが、「自由」をはき違えないようにしなければなりません。ソーシャルメディアを利用するときは、本ガイドラインの内容を理解し、正しく、そして責任ある行動をとるようにしてください。

### 【2】ソーシャルメディア

ソーシャルメディアとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画共有サイト、ブログ、掲示板・Q&A サイトなど、インターネットやウェブ技術を用いて不特定多数のユーザーに情報を発信してコミュニケーションを形成していく電子的なメディアのことをいいます。代表的なソーシャルメディアとして、Facebook、X、Instagram、LINE、TikTok、YouTube、Ameba ブログ、ヤフー知恵袋などのQ&A サイト、食べログなどのレビューサイトなどがあります。

ソーシャルメディアは、手軽で即時に情報発信や情報収集ができる大変便利なものですが、次のような特性があることに留意し、適切な利用を心がける必要があります。

- プライベートな空間ではなく、さまざまな人が閲覧する。
- 個人の興味・関心に基づいて投稿されるので、情報が偏っている可能性がある。
- 嘘の情報や根拠のない情報、悪意のある情報がある。
- 発信した情報は、本人の意図しない形で伝達、利用されることがある。
- 一旦公開した情報は消すことが困難で、拡散されると制御できない。
- 発信者又は発信者が所属している組織が特定されることがある。
- 個人や権利を守る法律や規約がある。

### 【3】利用時の基本原則

以上のことから、ソーシャルメディアの利用時には、次のことを心がけてください。

#### 1. 人権や倫理の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、他者の基本的人権、肖像権、プライバシー権を侵害することがないようにしてください。また、倫理に反する次のような内容を発信してはいけません。

- 他者や集団を侮辱したり誹謗中傷したりする内容

- 他者や集団のプライバシーに関する内容
- 公序良俗に反する内容
- 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容
- 嘘の情報や真偽の不確かな情報
- 漏らしてはならない秘密事項

## 2. 正確な情報伝達と誤りの即時訂正

伝聞や推測に頼らず、根拠ある正確な情報の発信に努め、虚偽の情報は流してはいけません。また、発信した内容には責任をもってください。

発信した情報に誤りがあるとわかった場合は、速やかに情報を訂正してください。

## 3. 秘密にすべき情報の保護

教職員は、研究や職務上知り得た守秘義務を要する情報や機密情報、意思決定の過程にある未公開情報などを公開してはいけません。学生は、研究、実習、アルバイト、インターンシップ、ボランティア等で知り得た守秘義務を要する情報や機密情報などを公開してはいけません。

## 4. 知的財産権の保護

文書、写真、画像、音楽、キャラクター、ロゴマーク、ソフトウェア、その他の著作物等の取り扱いに注意し、著作権、肖像権、商標権などを侵害することのないようにしてください。

## 5. プライバシーの保護

自身の個人情報（氏名や連絡先のみならず、行動履歴など）の登録・公開には十分注意を払い、自身のプライバシーの保護に努めてください。また、他者の個人情報を勝手に公開するなど、他者のプライバシーを侵害してはいけません。

## 6. 法令・規約の遵守

ソーシャルメディア上の表現も日本国の法令下にあります。研修や留学など、国外で活動する場合は、滞在国の法令や国際法の下での利用となります。また、利用しているメディアには必ず規約が存在します。これらの法令や規約を守ってソーシャルメディアを利用するようにしてください。

## 7. 自覚と責任

自分が所属している組織（岡山理科大学、アルバイト先など）を明示する・しないにかかわらず、組織の構成員が発信した情報は、その組織に影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、組織の構成員であることの自覚と責任をもち、慎重に情報を発信してください。

### [4] ソーシャルメディア利用の心得（間違った利用で人生を棒に振らないために）

ソーシャルメディアを利用する際の心得を5つあげます。利用する前に少なくともこれら5つのことを確認して、上手にソーシャルメディアと付き合ってください。

#### ① 覚悟はありますか？

あなたが発信した情報は、さまざまな考えをもつ人々に瞬時に伝わり、取り消すことはできません。本当に発信の必要があるのか、一度立ち止まって考えてください。

**ケース①** 企業の最終面接で、昔、SNS に投稿した内容について尋ねられた。結局、面接で話した内容と辻褃が合わず、不採用に・・・

いったん発信した情報は、ネット空間をいつまでも漂い続けます。

## ② 相手に会って直接言えますか？

ソーシャルメディアの利用者は、生身の人間です。相手やグループに会って直接言えない内容を発信しないでください。発信者は必ず特定されます。

**ケース②** 裏アカで支社の悪口を書いたら、本社にバレて懲戒処分に・・・

その会社では、過去に社員の SNS 投稿が炎上して風評被害を受けたことがあるので、社員の投稿や裏アカを定期的にチェックしていました。

## ③ それは本当のことですか？

自分が発信する情報の真偽を複数の情報源で十分に確認してください。また、ソーシャルメディア上の情報を利用するとき、投稿者の身元や情報の出所などを確認し、信頼できる情報かどうかを確かめてください。

**ケース③** ○○市にクマが出た！という投稿があったので、これは大変と思い、急いで投稿したら・・・

元ネタは1年前のもので、しかもデマだったのですが、投稿したことで、いままさにクマが出ているということになり、不特定多数に拡散してしまい、○○市でのライブイベントが中止になるといった事態に。自分が作成した情報だけでなく、他者が発信した情報を広めるときも、その真偽を確認するようにしましょう。デマを流した、被害を受けた、ということで、巨額の損害賠償を請求されるかもしれません。

## ④ 決まりを守っていますか？

プライバシーや著作権、守秘義務など、組織や社会の決まりを守ってください。

**ケース④** 自分の子どもと友だちが楽しそうに遊んでいる2人の笑顔の写真を投稿したら、その子の親から削除要請がきた・・・

タレントでなくても、許可なく公開するのは肖像権の侵害です。誰だって、自分や大切な人の顔を勝手に世間にさらされたくないですよね。

## ⑤ ソーシャルメディアに「使われて」いませんか？

ソーシャルメディアを使うなら、目的をもち、自己実現の手段として建設的に活用してください。

**ケース⑤** 授業中、食事中、友だちとの会話、ずっとスマホ画面を見て・・・

中毒になってはいけません。SNS に振り回されず、「いま」「ここで」すべきことを大切にしましょう。

## <参考リンク>

情報発信ガイドライン Proself [情報セキュリティポリシー関連文書] 内 (大学関係者専用)

岡山理科大学情報倫理要綱(学生向) [https://www.center.ous.ac.jp/guide/gakusei/centerkitei\\_9.html](https://www.center.ous.ac.jp/guide/gakusei/centerkitei_9.html)

情報セキュリティポリシー [https://www.center.ous.ac.jp/policy/centerpolicy\\_0.html](https://www.center.ous.ac.jp/policy/centerpolicy_0.html)

## <相談窓口>

ソーシャルメディアの利用についての相談：情報基盤センター

トラブル発生時の相談

教職員：庶務部

学 生：岡山キャンパス学生支援部 | 今治キャンパス：教学・学生支援部